

保険診療を受けられる方へのお願い

# 受診のたびに 保険証を 必ず 提示してください

保険証をご使用  
いただけるのは  
**退職日まで**です!

- 会社を退職したときは、すみやかに保険証を会社(事業主)にお返しください。
- 診療期間中に、退職や転職、扶養家族の方が就職等で保険証が切り替わるときは、すぐに医療機関の窓口へお申し出ください。



※薬局では処方箋とともに保険証の提示にご協力ください。

ご注意

無効な保険証を使用された場合は、  
後日、**医療費(保険適用分)**を返還  
していただくことになります。

主催：福島県保険者協議会

後援：東北厚生局・福島県・福島県医師会・福島県歯科医師会・福島県薬剤師会・社会保険診療報酬支払基金福島支部・福島県国民健康保険団体連合会